

輪島市監査公表第12号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年11月16日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成29年11月1日（水） 門前総合支所地域生活課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成29年度監査資料（平成29年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成28年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○窓口業務から施設管理業務まで多岐にわたった分野を取り扱っており、限られた職員で工夫を凝らし業務をこなしている様子が伺える。今後も地域住民の満足度の高いサービスを提供する努力をお願いしたい。また、「あすなろ苑」や「ふれあいの家」の指定管理業務を（社福）門前町福祉会に委託しているが、毎月提出される月次報告書の内容については、より内容把握がし易いように表記を工夫されるなど、充実した内容になるよう考慮していただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。